

洲本市 CATV 事業について

1. CATV 事業の沿革

年	出来事
平成 2 年 10 月	リーディングプロジェクト指定（五色町）
平成 4 年 10 月	淡路五色ケーブルテレビ（ACT） 放送施設設置許可（五色）
平成 6 年 4 月 1 日	ACT開局（五色）
平成 8 年 4 月	洲本市 C A T V 施設整備工事開始
平成 9 年 4 月 10 日	第 3 セクター(株)淡路島テレビジョン設立
平成 9 年 9 月	有線テレビジョン放送施設設置許可を (株)淡路島テレビジョンにて取得
平成10年4月～	洲本市 C A T V 施設の管理運営を(株)淡路島テレビジョンへ委託
平成 10 年 10 月 1 日	試験放送開始
平成 11 年 4 月 1 日	淡路島テレビジョン開局（一部地域を除く）
平成 12 年 4 月 1 日	市内全域で放送サービスを開始
平成 12 年 6 月 1 日	インターネットサービス実験開始（洲本市）
平成 18 年 2 月 11 日	洲本市と五色町が合併 五色地区へ自主放送サービスエリア拡大
平成 18 年 8 月 30 日	放送施設設置許可を洲本市へ
平成 18 年 9 月 1 日	指定管理制度導入 受託先 (株)淡路島テレビジョン
平成 19 年～23 年	CATV 施設統合整備事業 第 1 期 H19～20 五色地域 第 2 期 H21～23 洲本地域 (FTTH 化事業及び合併に伴う設備統合)
平成 23 年 7 月	地上デジタル放送完全移行
平成 24 年 6 月	インターネットサービス回線速度の増速
平成 30 年 12 月	BS4K8K 放送開始
令和 2 年～4 年	CATV 施設更新及び FM 告知端末整備事業
令和 6 年 3 月末日	ケーブル電話サービス廃止

※色付き箇所は市町合併前の出来事

2. サービス内容

【基本サービス・使用料】

サービス区分	内容
基本サービス (月額使用料：1,570 円)	テレビ再送信（パススルー方式） 地上波デジタル放送・B S 放送・C S 放送 コミュニティチャンネル、データ放送
インターネット接続サービス (月額使用料：2,620 円)	インターネット接続、メール、ホームページ 通信速度：10M b p s

【インターネットオプションサービス】

サービス区分	内容
高速サービスの利用 (追加料金：1,570 円/月)	通信速度：100M b p s （ベストエフォート）
メールアドレスの追加 (追加料金：520 円/個)	最大 4 個まで
ホームページ容量の追加 (追加料金：520 円/50MB)	最大 110MB

※ケーブルテレビ加入時には別途加入契約金として 41,900 円、引込工事費として 31,430 円が必要

※インターネットサービスの契約にはケーブルテレビへの加入が条件

※金額は税込

【コミュニティチャンネル】

- 市情報番組（㈱淡路島テレビジョン放送）
 - ・「洲本市だより」・洲本市の施策などを紹介
 - ・「ライブカメラ」・市内の道路等



(いきいき百歳体操)

- ㈱淡路島テレビジョン自主制作番組
 - ・「すもとかわらばん」（ニュース番組）
 - ・「すもと探検隊」（バラエティ番組） 等

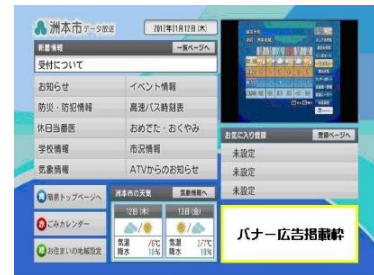


(㈱淡路島テレビジョン 自主放送番組)

○データ放送（㈱淡路島テレビジョン放送）

- ・市からの情報・・・市事業・イベント情報、おめでた・おくやみ情報
- ・その他情報・・・地域イベント情報、市況（野菜、和牛）

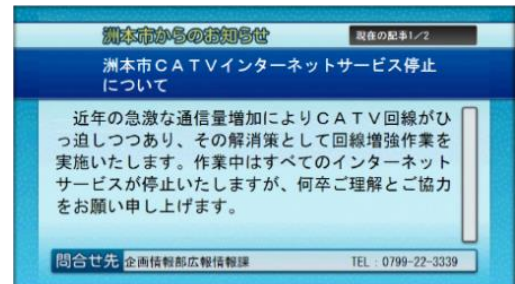
天気情報



（データ放送）

○文字放送（㈱淡路島テレビジョン放送）

- ・市からの情報・・・市事業・イベント情報、防災情報
- おめでた・おくやみ情報 等



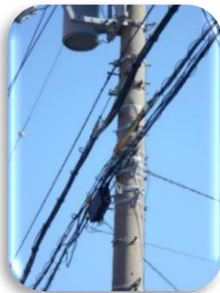
（文字放送）

【その他】

○音声放送

- ・防災情報個別端末（FM告知）
- ・防災情報発信（消防サイレン・屋外スピーカー）

3. CATV 事業に関連する施設



（光ファイバー幹線）



（屋外防災スピーカー）



（通信局舎（設備機器））



（音声放送端末機）

（R7.3月末時点）

施設	
光ファイバー幹線網	約 519km
光ドロップケーブル引込線（各戸への引込線）	約 1,127km
通信局舎（センター1 施設・サブセンター 4 施設）	5 箇所
FM 告知端末機設置数	15,419 台
屋外防災スピーカー（消防防災課所管）	59 箇所
消防サイレン	36 箇所
定点カメラ	2 箇所

4. 加入状況等

【加入世帯数】

1. テレビ

	区分	H28.3	H29.3	H30.3	H31 (R1) .3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
	加入世帯	17,932	17,838	17,830	17,754	17,616	17,462	17,409	17,327	17,282	17,217
	前年比	-	▲ 94	▲ 8	▲ 76	▲ 138	▲ 154	▲ 53	▲ 82	▲ 45	▲ 65

・令和7年3月末時点で市内84%の世帯が加入

2. インターネット

	区分	H28.3	H29.3	H30.3	H31 (R1) .3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
	加入世帯	2,828	2,859	2,886	2,984	3,062	3,261	3,491	3,611	3,661	3,692
	前年比	-	31	27	98	78	199	230	120	50	31
内訳	10Mbps	2,672	2,683	2,704	2,777	2,831	3,042	3,090	3,164	3,174	3,159
	100Mbps	156	176	182	207	231	219	401	447	487	533

【使用料減免世帯数※1】

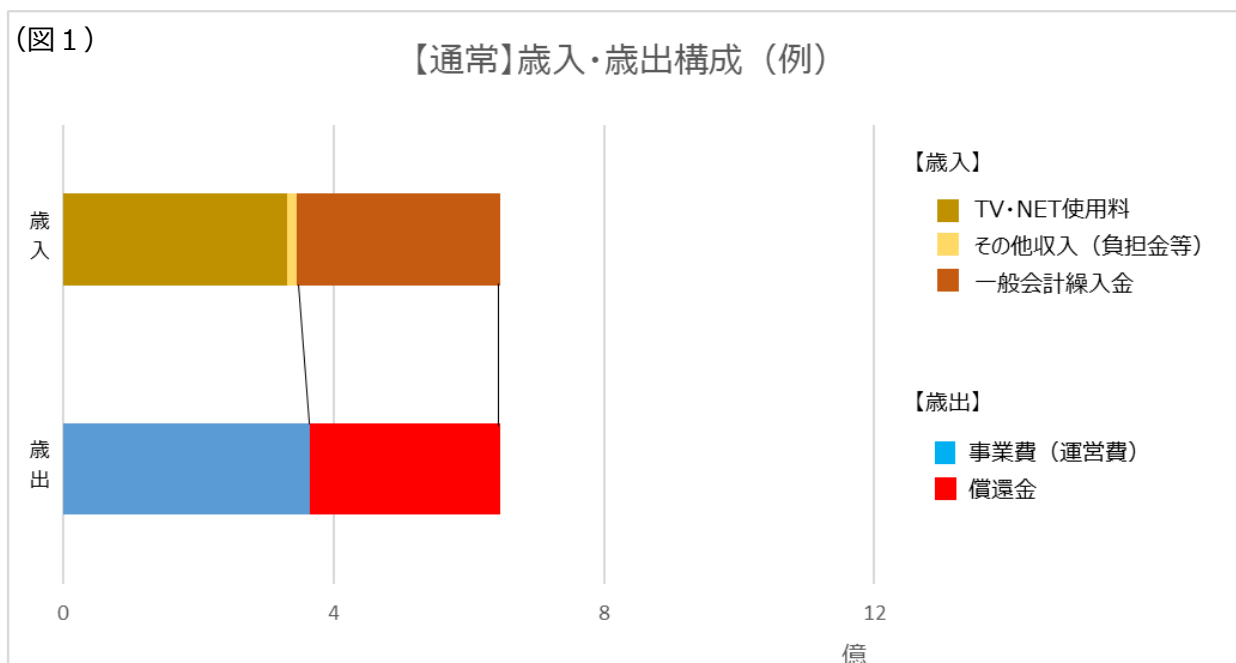
区分	世帯数※2	備考	要件
全額免除	1611 世帯	加入世帯のうち 9%	市内に住居を有する世帯で 70 歳以上の一人暮らしで市県民税が非課税の世帯等
半額免除	212 世帯	加入世帯のうち 1%	市内に住居を有する世帯で障害程度等級が 1 級または 2 級の身体障害者の方が世帯主の世帯等
合計	1823 世帯		

※1 C A T V 使用料のみ適用

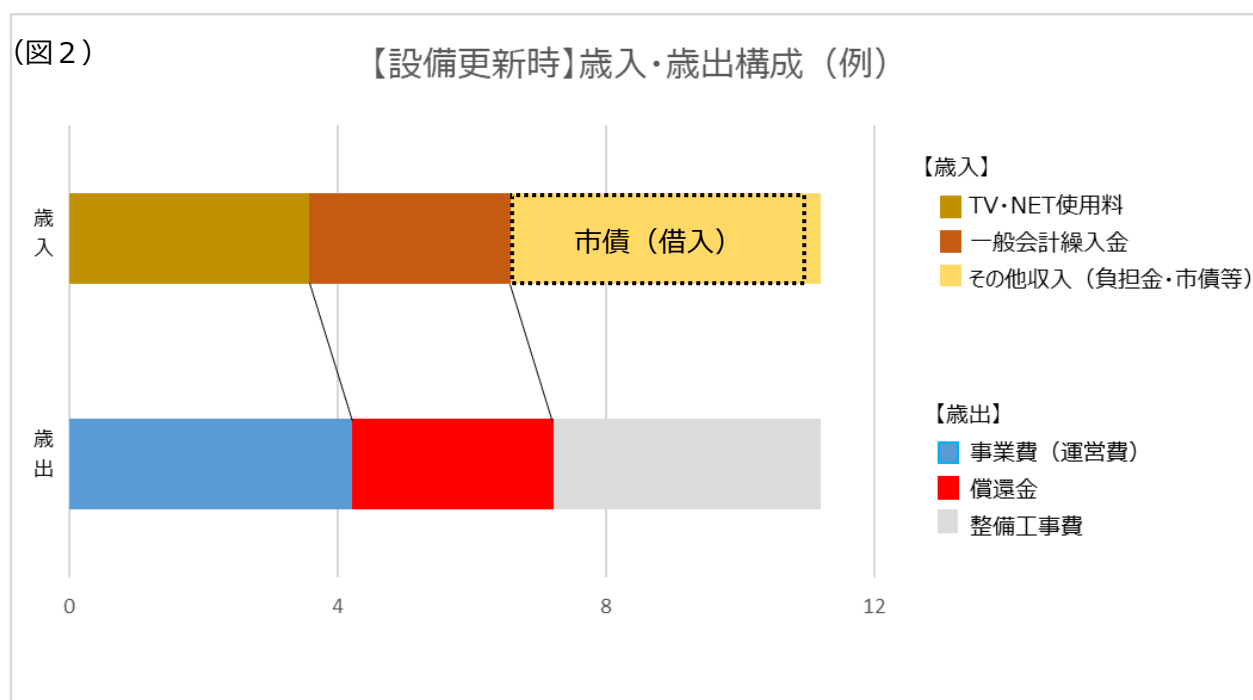
※2 令和7年3月末時点

5. CATV 事業の歳入・歳出構成

【大規模な設備更新がない年度（図1）】

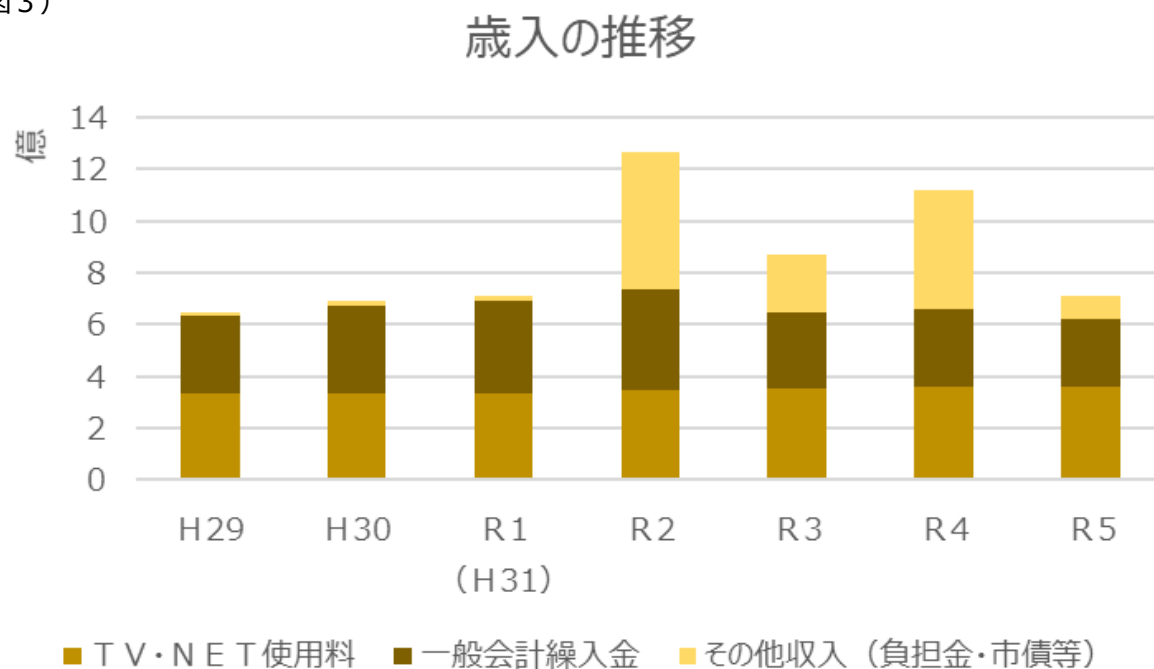


【大規模な設備更新がある年度（図2）】

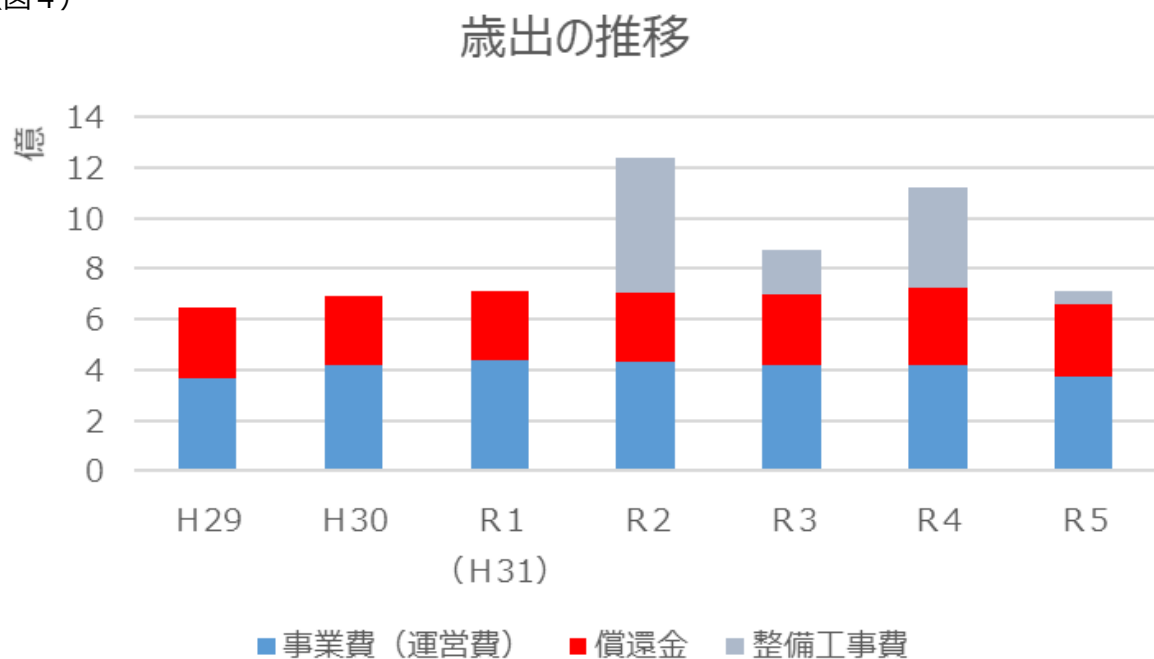


【CATV 事業特別会計 歳入・歳出の推移（図3・図4）】

(図3)

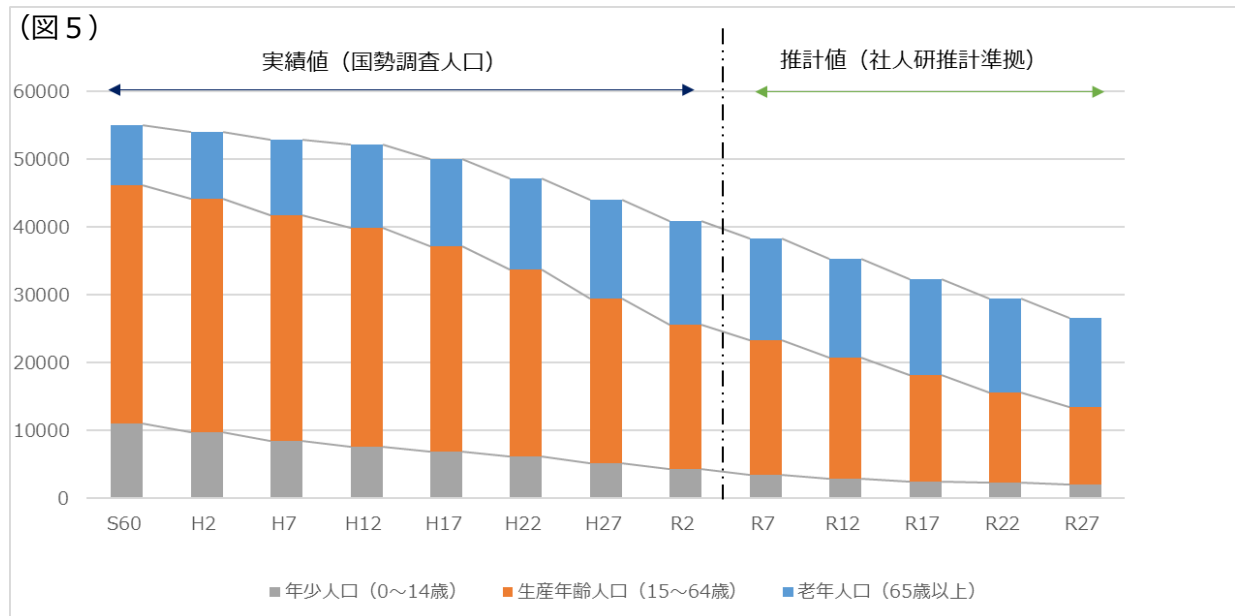


(図4)

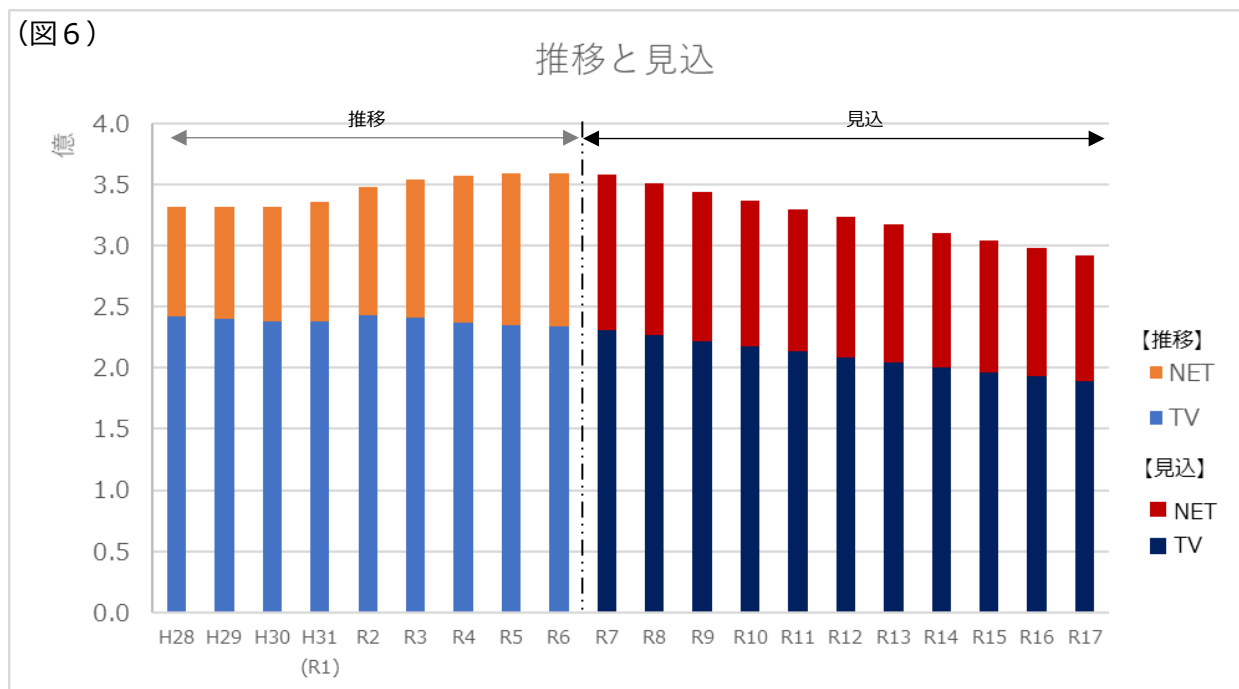


6. 将来予測

【洲本市の人口推移と将来推計人口（図5）】



【CATV事業 使用料収入の推移と今後の見込（図6）】



【将来更新が必要な設備とその費用】

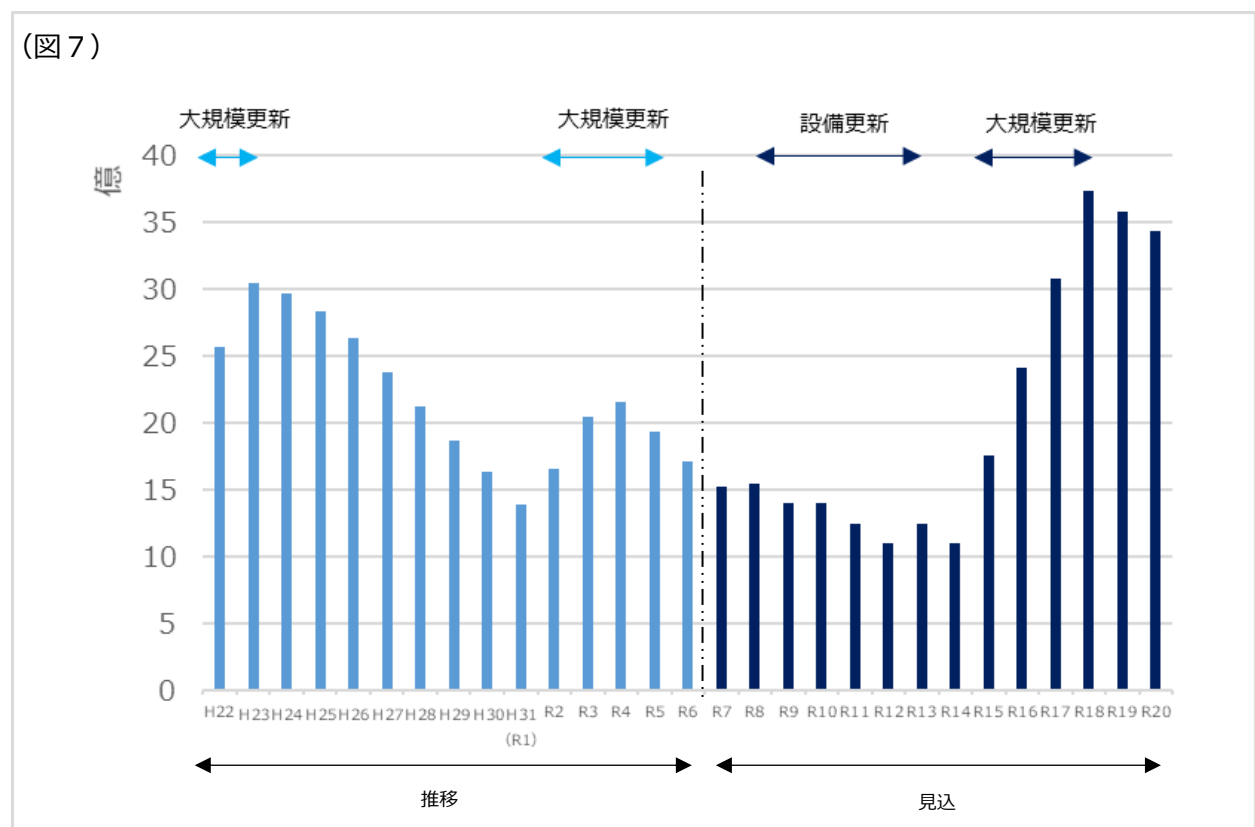
(億円)

項目	システム名称	更新期限	
		R8～13 年度頃	R15 年度以降
宅内系設備	V-ONU、D-ONU ほか	-	20
センタ設備	サーバ、送出装置 スタジオ系装置 ほか	5.5	12
伝送路局舎設備	発電機、UPS ほか	0.6	-
合計		6.1	32

※前回更新 R2～R4 年度 約 20 億円

【CATV 施設更新に係る起債償還残高の推移と今後の見込（図 7）】

（図 7）



- ・R8～R13 年頃に発生見込み 6.1 億円は更新が必要となる年度での新規起債を想定
- ・R15 年以降に発生見込の 32 億円は R15.R16.R17.R18 の 4 年間で新規起債を想定（単年 8 億円）
- ・令和 9 年度以降の償還額は 1.5 億円で試算

7. CATV 事業の課題

(1) 地域情報基盤設備に関して

◎10～15 年毎に数十億円規模の大規模な設備更新費用が発生

- ・現状、収支は均衡。設備更新に関する費用の積み立ては難しい
- ・新たな設備更新については、起債事業として実施
- ・過去に実施した起債事業の償還払いが進んだタイミングで、設備更新が必要になり

新たな償還金が発生している状況

◎日々進歩する技術革新に対応した、情報基盤の高度化

- ・時代に合った地域情報基盤の整備が必要

(2) サービス運営に関して

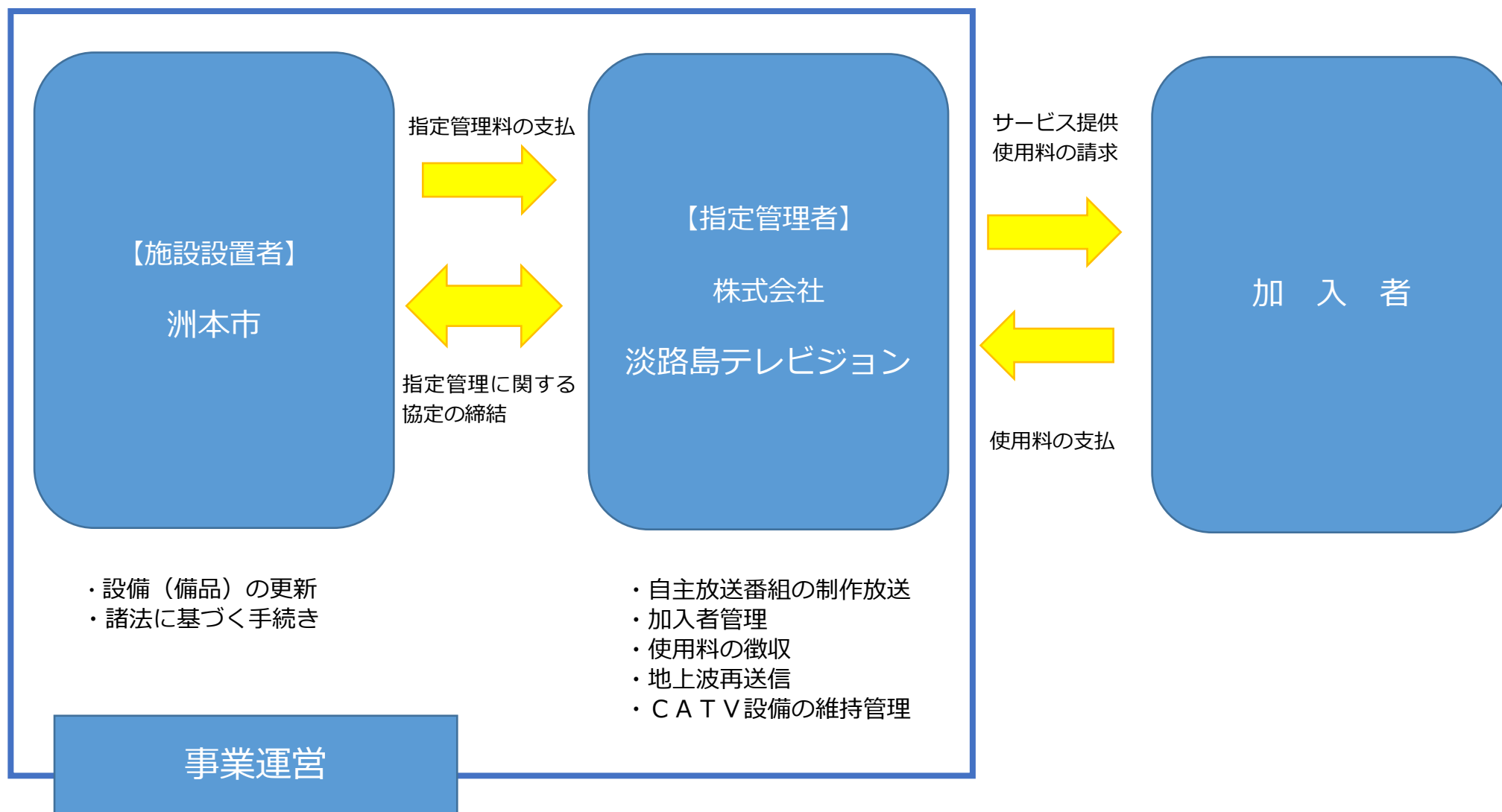
◎地上波難視聴対策、インターネットサービスの維持

- ・人口減少、高齢化の進行を見据えたサービス提供方法の検討

◎地域のつながりの醸成、コミュニティの活性化（コミュニティチャンネル）

- ・地域の各組織と連携した、地域情報番組の作成、放送

洲本市 CATV 事業の体制図



近畿圏内におけるCATV事業の施設保有・運営事例（自治体がCATV事業を立ち上げた事例を抜粋）

府 県 名	市 町 村 名	サービス運営・施設保有形態		備 考
		運営	施設保有	
滋賀県	長浜市（旧余呉町）	㈱ZTV	㈱ZTV	・平成15～26年度に㈱ZTVへ移行
	米原市（旧近江町、旧米原町）	㈱ZTV	㈱ZTV	・平成15～18年度に㈱ZTVへ移行
	近江八幡市	㈱ZTV	㈱ZTV	・平成20年度に㈱ZTVへ移行
	高島市	㈱ZTV	㈱ZTV	・平成17年度に㈱ZTVへ移行
	東近江市	東近江ケーブルネットワーク㈱	東近江市	・IRU契約：東近江ケーブルネットワーク㈱
	甲賀市	あいコムこうか	甲賀市	・IRU契約：あいコムこうか ※今後、民間へ移行予定
京都府	京丹後市	㈱全関西ケーブルテレビジョン	京丹後市	・IRU契約：㈱全関西ケーブルテレビジョン
	南丹市	㈱KCNなんたん	㈱KCNなんたん	・令和5年度に㈱KCNなんたんへ移行
	笠置町（相楽郡）	㈱KCN京都	㈱KCN京都	・令和3年度に㈱KCN京都へ移行
	南山城村（相楽郡）	㈱KCN京都	㈱KCN京都	・令和3年度に㈱KCN京都へ移行
	京丹波町（船井郡）	㈱ZTV	㈱ZTV	・令和4年度に㈱ZTVへ移行
	与謝野町（与謝郡）	与謝野町		
奈良県	吉野町（吉野郡）	こまどりケーブル㈱	吉野町	・IRU契約：こまどりケーブル㈱
	下市町（吉野郡）	こまどりケーブル㈱	下市町	・IRU契約：こまどりケーブル㈱
兵庫県	洲本市	洲本市 （指定管理：㈱淡路島テレビジョン）	洲本市	
	南あわじ市	㈱オブテージ	㈱オブテージ	・令和元年度に㈱オブテージへ移行 ※自主放送番組については自治体が制作
	朝来市	朝来市		・インターネットサービス：NTT西日本㈱
	養父市	㈱オブテージ	㈱オブテージ	・平成27～29年度に㈱オブテージへ移行 ※自主放送番組については自治体が制作
	加東市	㈱オブテージ	㈱オブテージ	・平成27年度に㈱オブテージへ移行 ※自主放送番組については自治体が制作
	多可町（多可郡）	㈱オブテージ	㈱オブテージ	・平成21年度に㈱オブテージへ移行 ※自主放送番組については自治体が制作
	佐用町	姫路ケーブルテレビ㈱	佐用町	・IRU契約：姫路ケーブルテレビ㈱
	上郡町	姫路ケーブルテレビ㈱	上郡町	・IRU契約：姫路ケーブルテレビ㈱ インターネットサービスはNTT西日本㈱
	神河町（神崎郡）	神河町 （指定管理：富士通ネットワークソリューションズ㈱）	神河町	※自主放送番組については自治体が制作
	新温泉町	新温泉町		・令和7年度に旧温泉地域を対象に民間移行を予定（NTT西日本㈱）

◎ I R U契約：通信回線などの貸借契約の一つで、設置者(所有者)と利用者の双方の合意がない限り、一方から契約を破棄することができない契約。また、そのような契約に基づく永続的な利用権。

【参考】
(2025.5.30改定)

✓ 地方における人口減少等や第二種交付金の交付開始も見据え、情報通信基盤の効率的な管理運営を進めるため、地方公共団体（以下「自治体」という。）が保有する光ファイバケーブル及び関連設備の円滑な民間移行に向けて、指針を示す。

- ✓ 公設設備を保有する自治体は、財政的負担、人的負担、災害復旧における迅速な対応等を総合的に考慮の上、自治体業務の簡素化・効率化を図り地域住民への安定的なブロードバンドサービスの提供を継続するため、必要に応じて事業者と公設設備の民間移行に関する協議を行うことが望ましい。
- ✓ 民間電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、自治体の要望がある場合、採算地域の公設設備に関しては積極的に譲渡を受けることが望ましい。また不採算地域の設備に関しても、支援措置の活用等を含む合理的判断に基づき、譲渡を受けることについて検討を行い、条件が合致する場合には、譲渡を受けることが望ましい。

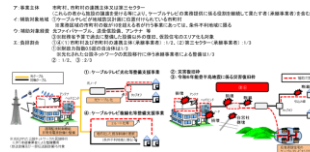
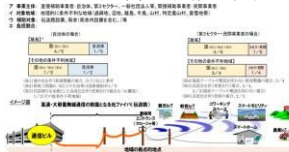
- ✓ **自治体及び事業者を対象**
- ✓ **事業者のブロードバンドサービス業務に関わる光ファイバケーブル及び附帯設備を対象**

《通信・放送の移行への支援措置》

- ✓ 事業者が公設設備の譲渡を受け5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能

高度無線環境整備推進事業

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業



- ✓ 自治体の自己負担が必要な場合、過疎債や刃地債等も活用可能

✓ 一般的に実施される協議
の行程は次のとおり

- ① 基本条件の協議・確認
- ② 守秘義務協定の締結
- ③ 情報提供・採算性判断
- ④ 追加協議・事業者選定
- ⑤ 議会審議（予算措置）
- ⑥ 覚書締結
- ⑦ 第三者協議
- ⑧ 譲渡の事前準備
- ⑨ 議会審議（条件合意）
- ⑩ 仮契約締結
- ⑪ 財産処分手続
- ⑫ 譲渡契約の締結

《民間移行後の維持管理費》

- ✓ 民間移行後、料金収入や第二種交付金だけで設備の維持管理が困難な場合、自治体による負担金の支払が必要となる場合がある
- ✓ 当該負担金に対して、地域通信の確保のため、過疎対策事業債(ソフト分)を充当している自治体がある。ふるさと納税等により寄附を受けた財源等についても、当該負担金に活用可能である

《財產処分》

- ✓ 過去に総務省補助金で整備した場合、整備完了後10年以上の設備の無償譲渡は、総務省（総合通信局等）に報告を行うことで譲渡が可能

《事例集》

- ✓ 総務省HPで公表している「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」を活用することで、他団体の事例も参考としつつ、移行の検討を進めることが可能

《相談窓口》

- ✓ 支援が必要な場合、総務省基盤整備促進課に相談すること

【参考】民設民営のメリット

安価で効率的な設備整備・運用が可能

- ・ 整備・運用ノウハウがあるため、効率的な工事・運用が可能。
- ・ 材料調達費用等においてスケールメリットが働き安価に調達が可能。
- ・ 自治体が整備費用や維持管理費用等を負担し続ける必要がない。

災害時等の迅速な復旧等が可能

- 被災時に柔軟かつ迅速な復旧対応が可能（公設の場合、自治体と事業者間の事前調整や自治体内の予算措置等の手続が発生）。

柔軟なサービス提供が可能

- ・運用ノウハウがあるため、柔軟なサービス提供を行いやすく、他事業者との連携・設備共用等もスムーズ。

各論

- ①利用料金の扱い
- ②電柱の添架位置
- ③自治体保有用地の長期利用
- ④自治体独自サービス
- ⑤負担金
- ⑥譲渡に係る協議期間
- ⑦住民への説明
- ⑧民間移行に要する費用

近畿の情報通信 2025

(ケーブルテレビ関係抜粋)



総務省
近畿総合通信局

ケーブルテレビネットワークの強靱化・耐災害性強化

国民生活に密着した情報や災害時情報の提供を確保するため、ケーブルテレビネットワークの強靱化、耐災害性強化を行う地方公共団体、ケーブルテレビ事業者等を支援しています。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業※

【令和7年度予算額：8.2億円】
【令和6年度補正予算21.1億円】

※旧「ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業」及び「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」

①ケーブルテレビ光化等整備支援事業

災害時に放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化事業費の一部を補助します。

＜事業主体＞ 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター（これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者（承継事業者）を含む。）

＜補助率＞ 1/2 市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）
1/3 財政力指数0.5超の市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）、
光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者、第3セクター法人（承継事業者）

※ ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村

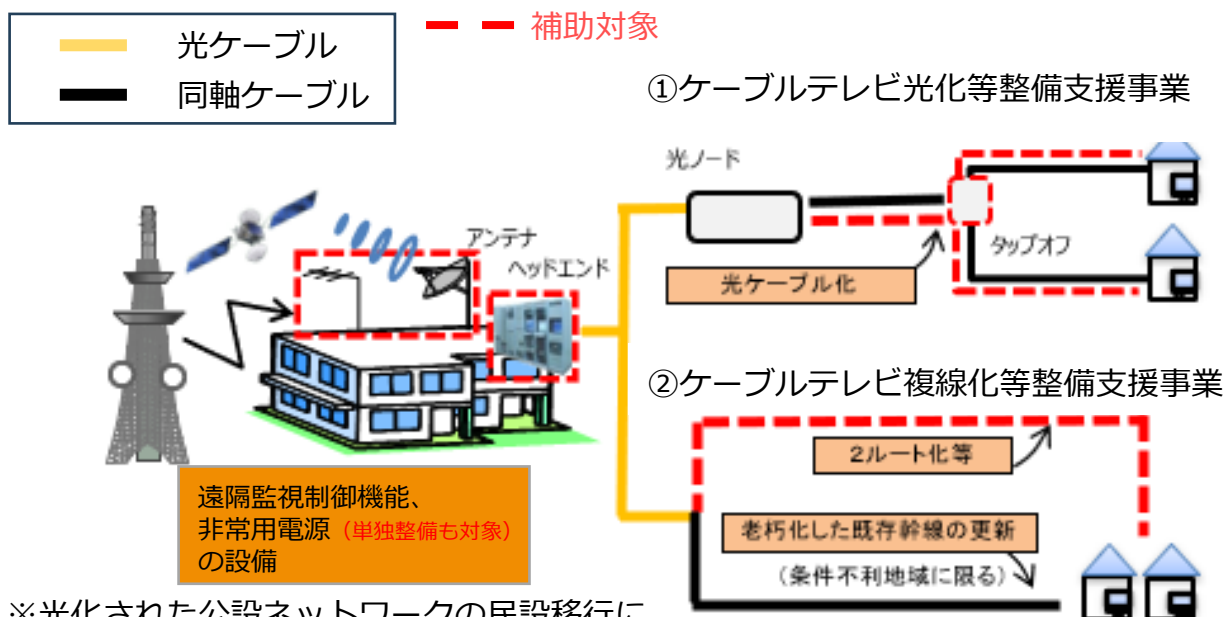
※ 業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあつては、条件不利地域に限る

②ケーブルテレビ複線化整備支援事業

災害時におけるケーブルテレビネットワークの強靱化のため、①ネットワークの2ルート化等（無線化を含む）・監視制御機能の強化等、②条件不利地域における「2ルート化等と同時に進行」老朽化した既存幹線の更新について、費用の一部を補助します。

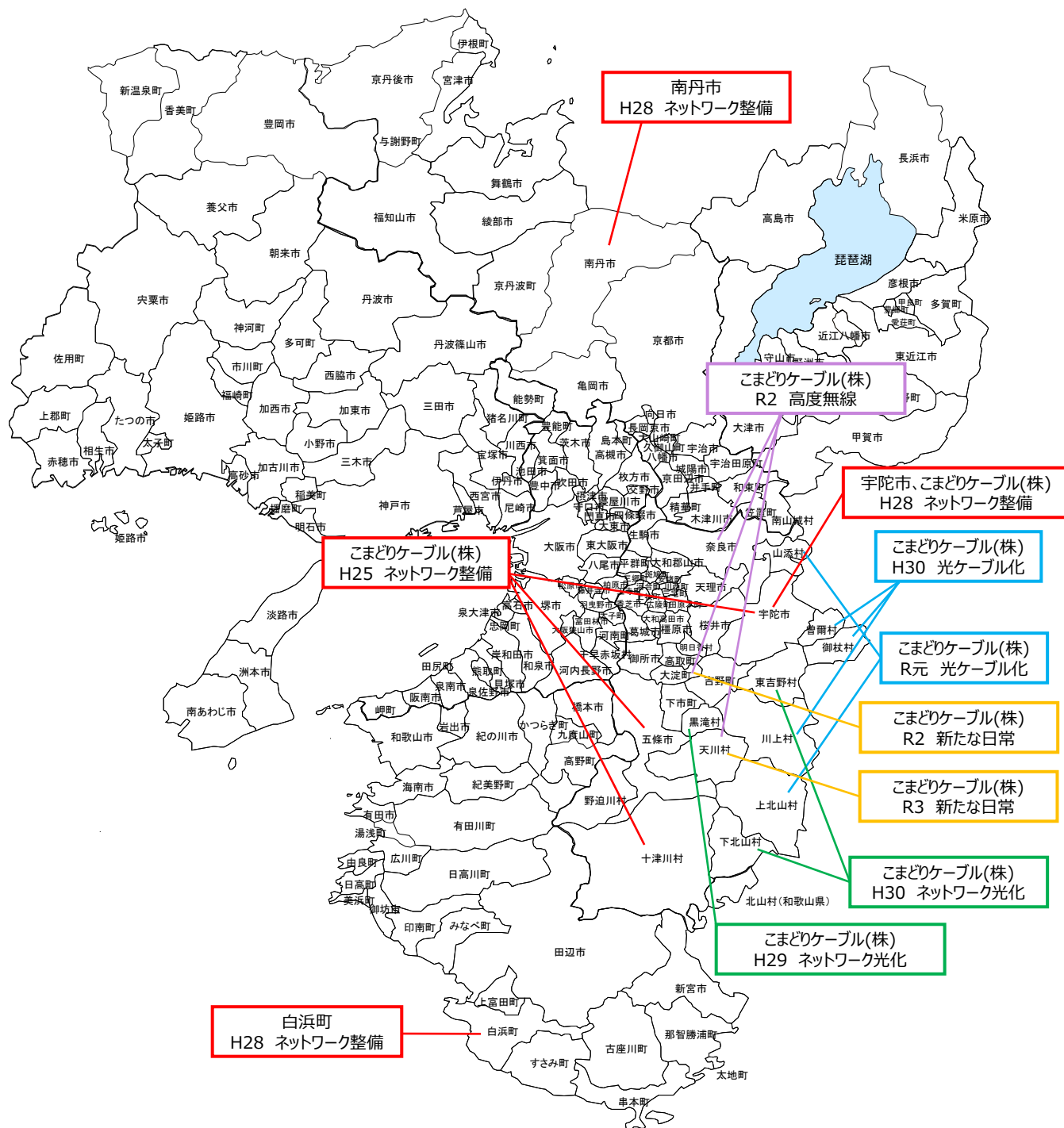
＜事業主体＞：市町村、市町村の連携主体又は第3セクター（これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者（承継事業者）を含む。）

＜補助率＞ 1/2 市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）
1/3 第3セクター法人（承継事業者）



※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備費用（放送設備及び一部伝送路設備）も対象

ケーブルテレビ事業者による整備（国の補助事業を活用）



補助事業の凡例 （H、Rの後の数字は予算年度）

地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

ケーブルテレビネットワーク光化推進事業

ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業

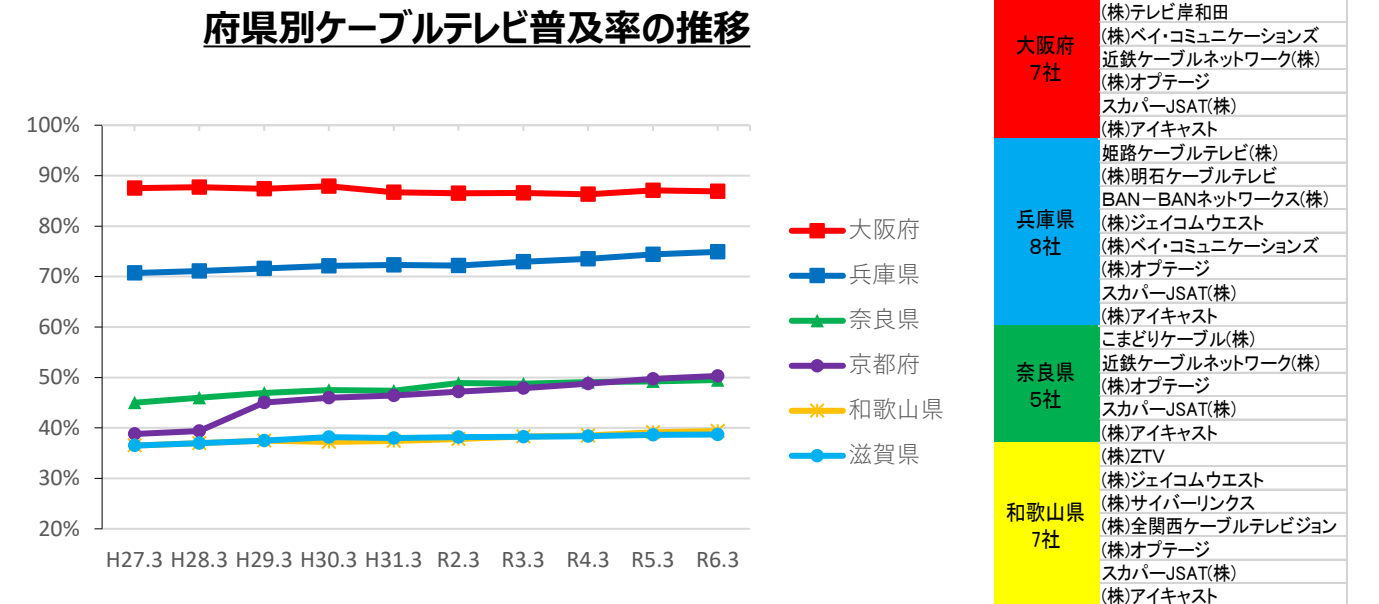
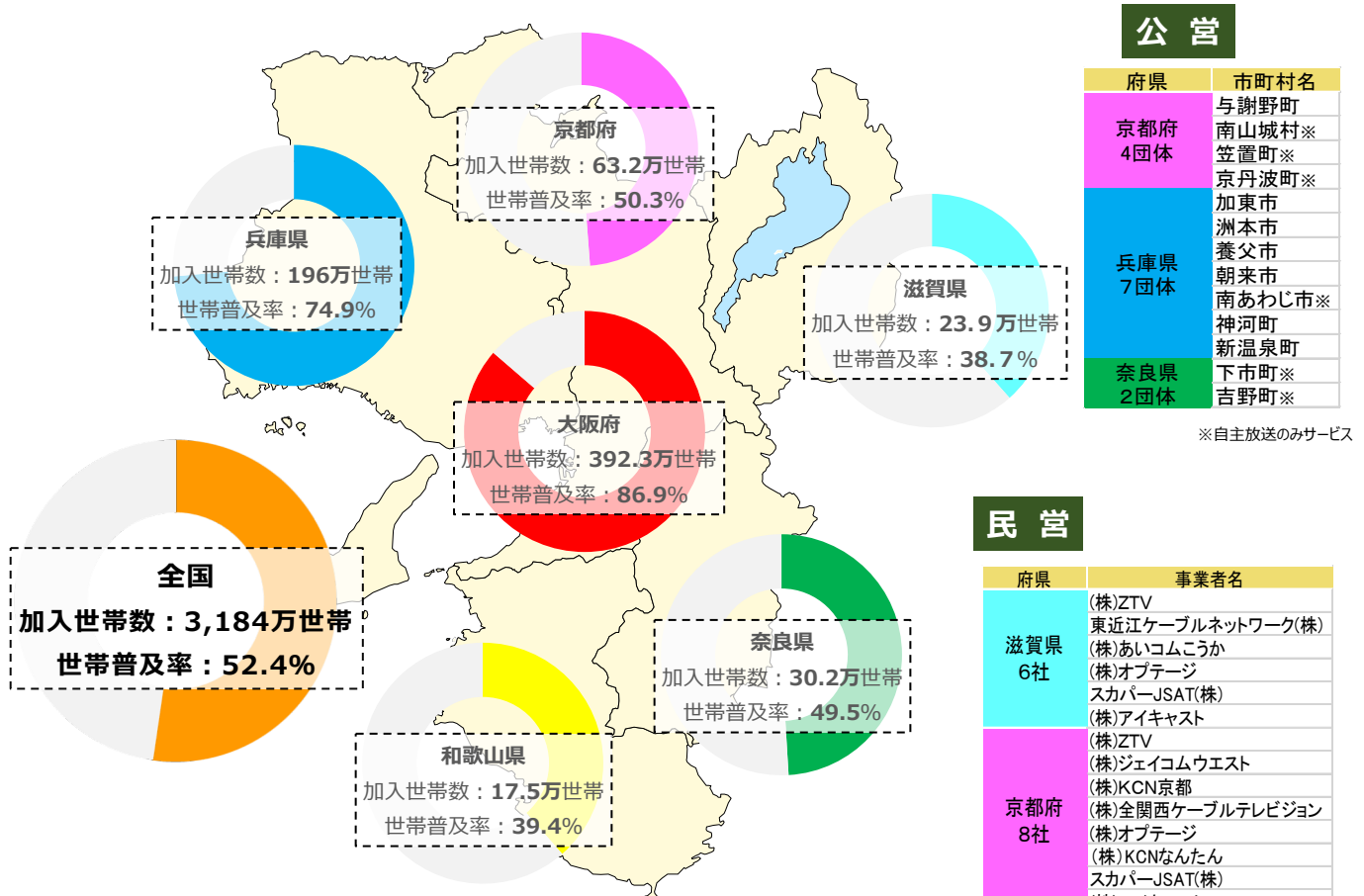
高度無線環境整備推進事業

「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による
耐災害性強化事業

資料8 ケーブルテレビ (CATV)サービスの現状

令和6年3月末の管内のケーブルテレビの加入世帯数は、約723万世帯、世帯普及率は71.9%です。

府県別ケーブルテレビの加入世帯数・普及率 (令和6年3月末現在)



※登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の加入世帯数及び普及率。
※普及率は、住民基本台帳世帯数から算出。

洲本市 CATV 事業の在り方に関する審議会 開催スケジュール（仮）

	審議事項（案）	備考
第 1 回 (R7.7.2)	・ケーブルテレビ事業の状況について (状況確認及び課題、審議事項の共有)	
第 2 回 (R7.8 月下旬～ 9 月初旬)	・ケーブルテレビ事業の在り方について (民営化等、今後の運営方式パターンの検討)	
第 3 回 (R7.10 月下旬 ～11 月上旬)	・ケーブルテレビ事業の在り方について (民営化等、今後の運営方式パターンの検討、方向性協議)	
第 4 回 (R7.12 月)	・ケーブルテレビ事業の在り方について (今後の在り方に関する方向性の確定、答申の内容審議)	
市長答申 (R8.1 月)		

※協議の進捗により、会議回数が増減となる可能性あり